

小野市公告第19号

小野市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務委託事業者選定公募型プロポーザルの実施について

小野市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務の受託者を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

令和8年4月10日

小野市長 蓬 萊 務

1 業務名

小野市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務委託

2 企画提案書受付期間

令和8年4月10日から令和8年4月30日

3 参加資格要件

参加者は、次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 本市の建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) プロポーザル参加資格の確認時点及びプロポーザル審査結果の通知日までの間において、本市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない又は指名停止を受けることとなる事実が確認されていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれら密接な関係を有するものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規程に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

と。

- (7) 契約締結に際し、小野市契約規則（昭和44年小野市規則第14号）第28条に定める契約保証金を納付できること。または、同条第1号に定める本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結すること。